

2018年以前(2015年～2017年度)に 胚凍結保存をしている患者さんへ

2018年にパンフレットも含めいくつかの条件が変更されています。

特に凍結保存期間について「凍結保存期間は最長で5年間とさせていただきます。」の条件が撤廃されており、凍結より5年が経過しても、**1年毎に所定の更新手続きをとっていただくことで、生殖年齢（当院では50歳）を超えるまで凍結を継続できます。**

更新手続きの際は、最新のパンフレットでご確認ください。

最新のパンフレットがお手元にはない場合は、スタッフにお問い合わせください。



こちらが新しい
パンフレットです。



旧バージョン

リプロダクションセンター